

## 犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

犬の登録は「狂犬病」という病気の感染やまん延を予防するためにできた制度です。狂犬病予防法により、飼い主は以下のことを義務づけられています。

- ① 生後91日以上の子犬を飼い始めたら、30日以内に登録をすること。
- ② 毎年1回、狂犬病の予防注射を飼い犬に受けさせて、狂犬病予防注射済票の交付を受けること。
- ③ 鑑札またはマイクロチップと狂犬病予防注射済票を必ず飼い犬に装着させること。

※ペットショップやブリーダーなどの犬や猫を販売する事業者には、令和4年6月以降に販売する犬へのマイクロチップの装着が義務付けられました。そして、販売業者からマイクロチップを装着された犬を購入した飼い主は、環境省のデータベースにて登録情報の変更をしなければなりません。マイクロチップを装着し、飼い主情報を環境省のデータベースに登録された犬は、それをもって狂犬病予防法上の犬の登録を行ったとみなされます。詳しくは、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトをご覧ください。

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトは、  
こちらからアクセスできます



### 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付窓口一覧

窓口	所在地	電話番号
①世田谷保健所	世田谷4-22-35	5432-2908
②世田谷総合支所くみん窓口	世田谷4-22-33	5432-2814
③太子堂出張所	太子堂2-17-1	3413-1247
④経堂出張所	宮坂1-44-29	3420-7143
⑤北沢総合支所くみん窓口	北沢2-8-18	5478-8039
⑥玉川総合支所くみん窓口	等々力3-4-1	3702-1137
⑦用賀出張所	用賀2-29-22	3700-3657
⑧二子玉川出張所	玉川4-4-5	3707-4946
⑨砧総合支所くみん窓口	成城6-2-1	3482-3861
⑩烏山出張所	南烏山6-2-19	3300-5361
⑪烏山総合支所くみん窓口	南烏山6-22-14	3326-8290

※改装工事のため、窓口の場所は変更になる可能性があります。  
詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

## 犬が地域と仲良く暮らすために

まちの中で犬を連れて人に出会う機会が非常に多くなり、人と犬はより身近な存在になってきました。

その一方で、犬とその飼い主と、地域との間にさまざまなトラブルや問題が表面化してきています。

その原因のほとんどは、犬の飼い主の不適切な飼い方にあります。

犬の飼い主は、次のようなことを心がけましょう。

- ・ 犬の生態や行動を理解する
- ・ 日ごろから健康管理を行う
- ・ 犬に関連する法律・条例を理解し守る
- ・ しつけをする

## いざというときに備えて

災害時に備えて、日頃からケージに慣れさせ、むやみに吠えないようしつけをしましょう。親類、知人、動物病院など、緊急時にペットを預かってくれる場所を事前に確保することも大切です。

災害発生時には、動物用品はなかなか手に入りません。ペットのエサや水などの備蓄を含めた防災用品は、飼い主の責務として日頃から用意しておくようにしましょう。

### 《ペットのための防災用品》

- ・ ペットのエサと水(最低5日分)、容器
- ・ ペットの常備薬、療養食
- ・ ペットのトイレ用品(ペットシート、ビニール袋など)
- ・ ケージやキャリーバッグ、予備の首輪、リード
- ・ ペットの写真や健康状態の記録(愛犬手帳など)

### 世田谷保健所 生活保健課

TEL 03-5432-2908 FAX 03-5432-3054

# せたがや 犬の マナーブック



## 世田谷保健所 生活保健課



## 犬の飼い主の方へ

飼い主になったら、その犬が生涯にわたって快適な環境で暮らせるように、愛情と責任をもって育てましょう。

## マナーとルールを守りましょう

人と犬とが気持ちよく共生できるように、飼い主は、マナーとルールを守ることが大切です。

区には「飼育方法を注意してほしい」という苦情・相談が多く寄せられています。気づかないうちに周囲に迷惑をかけていませんか？

## 犬のしつけの重要性

しつけとは、人と犬とが共に生活していくために、必要なルールを教えることです。はじめからしつけの行き届いた犬や聞き分けのいい犬はいません。愛犬がどのような犬になるか、他人に迷惑をかけてしまうかどうかは、飼い主がどのようにしつけるかによります。しつけにお困りの際は、専門家による対処が必要な場合もあるので、獣医師やドッグトレーナーなどに相談しましょう。

### しつけのポイント

- ① 犬の都合に合わせるのではなく、犬を好ましい方向へ導くように考える。
- ② 飼い主の目を見たらほめる。(アイコンタクト)
- ③ 号令などのしつけの内容・方法を家族で統一する。
- ④ よい行動・好ましい行動をほめて教える。
- ⑤ 叱る状況を作らないように予防する。
- ⑥ 困った行動を叱るのではなく、原因を考えて対処する。
- ⑦ 体罰は絶対にしない。どならない。おどさない。

